

第 2 期中期計画期間における積立金の活用について

第 1 期中期計画期間においては、計画を概ね達成しつつ、法人の経営効率も図ることで、毎年度経営努力として利益を生み出し、その一部については剰余金（目的積立金）として活用してまいりました。

第 2 期中期計画期間を迎えるにあたり、第 1 期中期計画末における積立金について、以下の取組に活用させていただきようをお願いいたします。

1 第 1 期中期計画末における積立金残高	<u>4,044,764 千円</u>
(1) 剰余金（目的積立金）（17～21 年度）活用残	<u>3,405,561 千円</u>
【内訳】 ① 第 2 期中期計画策定時に市へ説明した金額 （法人内の施設改修・理科館建替法人負担分）	: 3,081,415 千円
② 東日本大震災に伴う納品遅延に係る繰越等	: 151,612 千円
③ 22 年度目的積立金執行に伴う入札執行残等	: 172,534 千円
(2) 積立金（22 年度当期総利益分）	<u>639,202 千円</u>
【内訳】 ④ 東日本大震災に伴う納品遅延に係る繰越等	: 71,395 千円
⑤ 経営努力による利益	567,807 千円

2 積立金の活用策について **4,044,764 千円**

第 2 期中期計画の運営交付金の算定時において、横浜市との調整をふまえて了承いただいている、中期計画に反映済の取組の他、先日の東日本大震災を教訓とし、災害時対応及び防災対策等に活用します。

・法人内の施設改修	2,908,415 千円（計画反映済）
・理科館建替法人負担分	173,000 千円（計画反映済）
・東日本大震災に伴う納品遅延に係る支払分等	223,007 千円
・災害時対応・防災対策等への活用	<u>740,342 千円</u>

3 災害時対応・防災対策等への活用について

東日本大震災の経験を検証し、今後起こりうる災害への対策にかかる整備の財源として活用する一方、その他教育、研究、診療の質の向上等に資する取組に活用してまいります。

【災害時対応・防災対策】

(1) 節電や大規模停電等への対策・安全確保対策

- ・非常用発電機・停電制御システムの改修
- ・建物補修工事、耐震対策・防災設備更新
- ・節電対策経費

(2) 被災時対策

- ・被災者学生の経済支援（入学金・授業料減免、特別災害見舞金）
- ・停電時に利用できる検査機器等、被災時診療に必要な整備
- ・災害対策用物資の整備
- ・拠点間・拠点内の連絡網強化
- ・止水板の設置

1 地方独立行政法人法

第40条第1項～第7項

2 横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第13条、

第14条、第15条

中期計画最終年度における取り扱いに注意

剰余金と積立金の関係

各年度の
利益

法第40条第1項

過年度の損益計算で生じた損失の補填

規則第14条
6月30日までに納付に必要書類を市長に提出

市（設立団体）
に返納

規則第15条
7月10日までに納付

法第40条第6項

設立団体の長が承認しない場合

中期計画最後の事業年度

当該年度の損益計算で生じた損失の補填

法第40条第2項

積立金

経営努力認定

中期計画最後の事業年度

法第40条第1項、3項、4項

法第40条第5項

法人評価委員会の意見を聞き設立団体の長が承認

法第40条第3項

剰余金

(目的積立金)

次期中期目標期間

法第40条第5項

法人評価委員会の意見を聞き設立団体の長が承認

法第40条第4項

規則第13条
6月30日までに市長承認